第87回サービス統計・企業統計部会議事概要

- 1 日 時 令和元年6月7日(金) 9:30~12:00
- 2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室
- 3 出席者

【委員】

西郷 浩 (部会長)、宮川 努、野呂 順一、北村 行伸

【専門委員】

宮川 幸三(立正大学経済学部教授)

【審議協力者】

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、東京都、埼玉県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

【事務局(総務省)】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室:櫻川室長

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室:澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

- 前回部会において説明を求められた裾切り調査の導入とその推計手法等について、 経済産業省から追加の説明を踏まえてこれまでの審議結果を整理した後、審査メモに 沿って、「その他の確認事項」のうち「水準の調整」についての審議が行われた。
- その結果、これまでの審議結果について、以下のとおり、整理の方向性を取りまと めた。
 - ① 甲及び乙調査における民間事業者の活用拡大、調査員調査から郵送・オンライン 調査への移行自体については、おおむね適当とした上で、移行等による調査結果へ の影響を分析・検証し、統計委員会に報告するとともに、利用者にも周知すること。
 - ② 乙調査における裾切り調査の導入については、今回は導入を見送ることとし、今後、経済産業省において、学識経験者等の知見も踏まえ、必要な推計手法の確立等に向けた検討を行うこと。
 - ③ 報告者数の変更については、母集団名簿の更新は適当とするものの、裾切り調査 の導入見送りに伴い、令和2年3月以降の乙調査における標本数を再検討し、改め て変更申請を行うこと。
 - ④ 母集団名簿については、調査員によるエリア調査の廃止を踏まえた新設事業所のより的確な把握や、廃業事業所の集計結果への反映等を含め、今後の整備の在り方

等を検討すること。

○ また、「水準の調整」については、今回の意見も踏まえ、次回部会で引き続き審議することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) これまでの審議を踏まえた追加説明について

- ・ 乙調査における裾切り調査の導入については、前回部会での指摘を踏まえ、経済 産業省において、推計手法等を再度検討したものの、結論を得るには、なお検討時 間が必要との説明からみて、部会としては今回の導入自体を見送ることが適当では ないか。
 - → 裾切り調査については、導入による影響や推計手法等の検討に引き続き取り組むこととしており、異論はない。
 - → 裾切り調査の導入については、もう少し丁寧に影響等を検討したいという経済 産業省の取組の方向性は妥当と思う。その際、どの階層の数値により裾切り部分 を推計するのかについては、検証に利用する元データの時点における経済実態に よって結果も異なることから、統計的な分析を十分に行った上で導入することが 必要と考える。また、現行の調査手法においても、調査対象事業所の脱落がある と思われるので、その影響を踏まえた上で検証することが必要である。
- ・ 商業動態統計調査の使用している日本標準産業分類の「機械器具小売業」については、「携帯ショップ」から「家電専門店」までの様々な範囲の小売業が含まれていることから変動係数も大きくなっている。これは、商業の実態を販売面から捉えるという観点からみると、必ずしも適切な分類になっていないとも考えられるのではないか。
 - → 現在の日本標準産業分類では、商業について、各種商品卸売業や小売業のように一部業態の違いによる分類があるものの、多くは生産物の違いによって分類されている。しかし本来は、アクティビティや販売システムの違いで分類することが必要である。今後、産業分類については、このような観点からの見直しも検討する必要があるのではないかと思う。
- ・ 裾切りの導入を見送る場合には、小規模事業所が調査対象に含まれる一方で、調査員調査から郵送・オンライン調査に移行することによる影響を確認する必要があるのではないか。
 - → 今回、郵送・オンライン調査で実施することになれば、回答が得られない場合 は丁寧に督促し、それでも難しい場合は、経済産業省においても対応するなど、 影響が生じないよう対応したい。
 - → 今回、裾切り調査の導入を見送ることに伴い、令和2年3月調査以降の標本設計についても見直しが必要になることから、経済産業省で精査した上で、再度申請していただくことになる。

(2) 審議を踏まえた整理の方向性について

① 調査方法の変更

・ 民間事業者の活用拡大自体は、おおむね適当と整理できるものと考える。ただし、裾切りを見送ることに伴い、小規模事業所を中心に回収率の低下等も想定されることから、民間事業者の活用拡大前後の影響分析を実施し、統計委員会に報告することを求めることとしたい。

また、部会では、民間事業者の育成の観点から複数年契約の検討も必要との指摘があったことから、その点も答申案の報告時に付言したい。

さらに、調査員調査から郵送・オンライン調査への移行については、裾切りの 導入を見送ることに伴い、小規模事業所が調査対象に含まれ、その回収率が低下 する懸念はある一方で、郵送・オンライン調査の方が小規模事業所に接触しやす い可能性もあることから、適当と整理したい。

裾切りの導入を見送るという状況の変化を前提として、以上のように整理したが、特に問題ないか。

- → 部会長の整理に賛同する。
- → 郵送・オンライン調査を導入するのであれば、裾切りの必要性は乏しいと考えていたので、賛同する。
- → 方向性については、賛同するが、調査方法を変更することによる結果の断層、 影響等についても確認し、利用者等に情報提供すべきではないか。
- → 事後的な影響分析の結果についても、報告、情報提供を求めることとしたい。

② 調査対象の範囲の変更

・ 乙調査において従業員数による裾切り調査を導入することについては、全体の 商業販売額を補てい、推計する手法が確立していないため、現時点での導入は時 期尚早であり、今回は見送ることを部会での結論としたい。また、今後の裾切り の導入に向けた検討に当たっては、学識経験者等の知見も活用しつつ、検証・検 討することが必要である旨、指摘することとしたい。

③ 報告者の見直し

- ・ 母集団名簿の更新は適当と考えられるが、令和2年3月調査以降の報告者の数については、裾切りを見送ることに伴い、層別の標本設計の見直しや、回収率等を勘案した報告者数の再計算が必要な状況である。しかしながら、次回部会までに、この再計算を行うことは困難なことから、答申案では見直しが必要である旨を指摘し、経済産業省から後日、再申請していただくことと整理したい。
- ・ 本調査については、新設・廃業事業所の調査対象名簿への反映や推計手法の見 直し、事業所母集団データベースの活用等、改善の余地があるものと考える。こ れまで本調査の推計方法は、大きく変更していないが、今後、抜本的に見直しを 検討する必要があることも指摘することとしたい。
- → 廃業部分の推計については、見直しを検討するとの指摘に賛同するが、調査

区調査を取り止めによる代替の手法を具体的に指摘しないと、今後の改善に繋 がる形での検討にならないのではないか。

- → 1つの方策としては、最新の母集団名簿を使用することではないか。小売業は事業所の改廃が激しいが、事業所母集団データベースの年次フレームを使用することにより、補える部分もあるのではないか。
- → 事業所母集団データベースや経済センサス 基礎調査では、商業事業所の格付けに必要な情報が一部ないという問題がある。商業統計調査を包摂する経済構造実態調査の情報を活用することはできないのか。
- → 経済構造実態調査は企業単位の調査であり、事業所単位の調査である商業動態統計調査への母集団活用は難しいという認識。なお、経済センサス-基礎調査はもちろんのこと、事業所母集団データベースの整備事業でも、産業小分類単位での新規事業所の情報は得られるため、例えば、ここで把握された新規事業所について、商業動態統計調査の選定に必要な名簿情報を、名簿整備事業のような形で別途得る方法も考えられるのではないだろうか。
- → 経済産業省においても、定期的に母集団整備のための準備的な調査を実施し、 名簿情報の充実を図ることも考えられる。雇用保険情報等を用いた事業所母集 団データベースの整備においては、往復はがきで追加情報を収集しており、そ ういった取組を参考にする等して、関係機関が連携を図って作業を進めること も考えられる。
- → 商業統計調査を経済構造実態調査に統合したことにより、これまで商業統計 調査では把握できたことが、経済構造実態調査では把握できなくなっているこ とがあるのかもしれない。統計調査の見直しの際に、他の統計調査への影響に ついても精査しているのか。
- → 元々、商業統計調査は5年に2回実施されていた。経済センサス 活動調査 創設以降は、基準年が簡易調査として、中間年が大規模調査として実施されて いたと認識している。今回、経済構造実態調査が創設されるにあたっては、そ もそもとして抜本的な見直しがされているところであり、基準年、すなわち経 済センサス - 活動調査の検討においても、まさに商業部分について現在進行形 で検討されていると認識している。いずれにしても中間年だけでなく、基準年 も含めた体系として、一定の整理がなされていくものと考える。
- → 商業統計調査を経済構造実態調査に統合したことにより、調査の内容は大きく変わっており、一方で経済センサス 活動調査の商業部門の調査項目は従来の商業統計調査を簡素化したものである。そのため、これまでの商業統計調査で把握出来ていたことが現在は出来なくなっている項目もあることから、把握できていないのはどの部分で、今後はその調査をどこが担うべきかという点について整理が必要である。その中で商業動態統計調査の役割も、どのように考えていくのかということではないか。
- → 経済統計全般が大きく変動している状況にあり、利用者への広報についても

検討が必要である。

・ 将来の課題の中に、どのように名簿情報を補てんするかについては、答申(案) の中で整理することとしたい。

(3)水準の調整について

- ・ 平成24年経済センサス 活動調査等との結果のかい離が大きいことから水準修正 は取りやめたとの説明があったが、今後も、結果のかい離の大きさによって水準修 正の実施有無を経済産業省が判断することとなるのか。
 - → 今後は、経済センサス 活動調査ごとに商品販売額の水準は調整していくこと を考えている。
- ・ 前々回の平成22年答申では、平成19年商業統計調査から平成24年経済センサス 活動調査に母集団情報を変更することを適当としていたが、母集団情報を変更するに当たっては、水準修正、ベンチマーク更新も実施することになっていたのではないか。今回の説明のように、他の統計調査の状況をみて水準修正の実施を判断することとすると、経済産業省が恣意的に、独自に判断することを容認することになるのではないか。答申の不履行ではないのか。
 - → 前々回答申は、母集団名簿の更新について整理したものと承知している。
 - → 統計法上の調査計画については、水準修正のような細部の計算方法まで記載することを求めていない。利用者への情報提供の充実という観点から、確認をお願いしているものである。
- ・ 今回は、どのような理由により水準修正が可能となったのか説明してほしい。
 - → 経済センサス 活動調査の調査方法が従来の商業統計調査の手法と異なり、集計結果にも大きなかい離があったことから、両調査の結果を接続させる水準修正を見送っていたが、今後は、過去に遡及しない形で同調査の実施に合わせベンチマーク更新を実施することとしたいとの趣旨である。
 - → 商業動態統計調査は、商業事業所というダイナミックに構造が変わるものを対象としていることから、経済センサスの実施ごとにベンチマークを更新するのは正しい判断だと思う。一方で、平成19年からずっと延長推計してきた理由を明らかにしてほしい。
- ・ これまで水準修正を行わなかった理由として、両調査の結果が大きくかい離していることをあげているが、どういう基準でかい離の多寡を判断したのか。非常に恣意的な判断だと思わざるを得ず、何らかのルールが必要である。商業動態統計調査の前月比で伸ばした結果、符号の逆転が生じるから水準修正はやらないということであれば、今後もできないのではないか。また、商業動態統計調査は、過去と現在の二時点のベンチマークを使って水準修正をしていたが、今後、現在のベンチマークのみを使うとなると、過去のベンチマークとの間では、ズレは残ったままとなる。商業動態統計調査として何が重要な指標で、どの系列を接続しているのかがよくわ

からない。何らかの形で、ユーザーにとってルールを示すべきではないか。

- ・ これまでの指摘を整理すると、①これまで水準修正を見送ってきたが、今回実施する理由は何か。ベンチマークの信頼性をどう判断していたのか。②水準修正を実施する必要性の有無をどのように判断していたのか、具体的なルールが設けられていなければ経済産業省が恣意的に実施することになるのではないか。③かい離の修正については、これまで二時点の調査結果をベンチマークとして使用していたが、今後は直近の経済センサス・活動調査の結果をベンチマークとして使用していくことになると、修正の方法を変更することについての説明も必要と考える。ただし、今後については、新旧接続WGで整理がなされているので、それに合わせることで、説明はできるのではないかと考える。
- ・ 水準修正について、重要ではないとして、統計委員会で議論していないということでは困る。統計法上、グレーゾーンとされている部分について、経済産業省が恣意的に決定できるということでは問題があるのではないか。
 - → 統計法上は、集計事項を申請することとしており、集計方法については細かく 調査計画に記載することは求めていない。一方で、外部への透明性の確保という 観点では、他の経済指数で実施しているように、パブリックコメントにより広く 意見を聞くこと等も考えられる。また、経済産業省の説明によれば、水準修正に ついては、今回から大きく方法が変わるので、そもそも「水準修正」という同一 用語を使うことも混乱を招くのではないかと考える。
- ・ 平成19年までは、経済が右肩あがりの傾向にあったため、これまでの水準修正の 方法でも安定していた面があるものの、その後の実態経済の変化により、従来の方 法では安定しなくなった面もあるように思われる。今後、実態経済の影響を受けな い形での調整も考える必要があるのではないか。
- ・ 資料を見る限り、経済センサス 活動調査の平成24年と平成28年でベンチマークを変えると極端に成長率が変わる可能性があるので、それが本来の構造変化によるものなのか統計上の問題なのかについて確認が必要である。また、経済センサス 活動調査における業種別、規模別の売上高未記入の割合が一律であればよいが、違いがあるのであれば、成長率に違いが出てくる。未記入分をどう扱うかは難しい問題であるが、その部分を考慮する必要もある。
- ・ 整理すると、①水準修正の方法と、その際のベンチマークの信頼性をどう考えるかは重要な問題なので、諮問事項ではないとはいえ、丁寧に確認する必要がある。②前回答申を受け、これまでにどのように対応していたのかは次回確認したい。③ベンチマークや未記入の処理、水準修正の方法を変更することによる考え方を整理する必要がある、④何をベンチマークとするかを慎重に検討し、その考え方についても一定のルールがないと恣意的になってしまうため、外部の知見も踏まえながら、検討していくことが必要ということではないか。

- ・ 商業動態統計調査は、第3次産業活動指数にも使用しているとのことであるが、 伸び率は変えていないものの、ダブルベンチマーク方法をとっていたとすると、第 3次産業活動指数も遡及して数字が動いていたのではないか。
 - → 第3次産業活動指数に商業動態統計調査の水準修正後の数値を反映しているか どうかは不明である。次回までに確認する。
- ・ 本調査の結果を利用するユーザー側にとっても、水準修正により、指数の数値が 変動し、景気判断が変わる可能性もあるので、チェックが必要ではないか。
 - → 商業動態統計調査における最優先事項としては、伸び率はとにかく変えない形で考えていきたい。
- ・ 水準修正等について、統計委員会がどこまで関わるべきか、一定程度の取り決め が必要ではないかと考える。私は統計委員会が水準修正等に関わるべきと考えてお り、現在は新旧データ接続WGでの検討結果があるので、今後はこれをベースに考 えていくことになるのではないか。
 - → 統計委員会として一定の見解が示されていることから、それに沿って対応した いということではないか。
 - → 水準修正については、利用者への影響も大きいことから、経済産業省がどのように対応すべきか、その方向性を、部会でまとめていただくことになるのではないか。
- ・ 水準修正については、統計数値に関わることであることから、統計委員会が関わるのが筋ではないかと考える。これまでの状況とこれからの対応について整理しながら、新旧WGの結論も踏まえつつ、経済産業省において今後の取組を進める上での課題を整理することとしたい。

6 その他

次回の部会は、令和元年6月14日(金)の14時00分から、総務省第2庁舎3階第一会 議室で開催することとされた。

(以 上)